

「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する ガイドライン」を踏まえた預金規定等の改定について

金融庁は、2018年2月にマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の基本的な考え方を明らかにした「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定・公表しました。

これに基づき、当金庫では2019年11月よりお客さまとの新規取引開始時にお取引内容や目的、お客さまに関する情報等について確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お客さまのお取引の内容や状況等に応じて、お客様のお取引目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度確認させていただく場合があります。また、確認にあたっては、各種確認資料等のご提示またはご提出をお願いする場合があります。

なお、在留カードをお持ちのお客さまは新規取引開始時に、在留期間・在留資格等を確認させていただいておりますが、既にお取引があるお客さまも在留期間・在留資格等更新された場合、新たな在留カードをご提示のうえ当金庫へお届けいただきます。

当金庫が求める情報や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合、新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。既にお取引いただいているお客様におかれましては、お取引を制限等させていただく場合があります。

また、当金庫が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

上記変更に伴い、以下のとおり預金規定を改定します。

改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

1. 改定となる預金規定

- 普通預金（決済用普通預金を含む）規定
- 貯蓄預金
- 定期性総合口座（決済用普通預金を含む）規定

2. 改定日

2019年11月1日（金）

3. 主な改定内容

13.（取引の制限等）

（1）当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（2）日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、在留資格・在留期間その他必要な事項を当金庫所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間を超過した場合には、当金庫は入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (3) 第1項および第2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込み、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 当金庫は、預金者が本規定の定める各条項のいずれかに違反して預金口座を利用している可能性があるかと判断した場合、または通例の利用目的と異なる目的で預金口座を使用している可能性があるかと判断した場合には、お客さまへの事前の通知なく一時的に預金口座の利用を停止させていただきます場合があります。
- (5) 第1項から第3項までに定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

14. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を申出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合(*)
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合、および第13条第1項、第2項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑥ 上記①から⑤までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦ 第13条第1項から第3項、および第5項に定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合
- (*) 第11条第1項
11. 譲渡、質入れの禁止
- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

以上